

Title	協同組合配給の本質とその限界
Sub Title	The field of cooperative marketing
Author	鈴木, 保良
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.11 (1952. 11) ,p.739(1)- 756(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19521101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19521101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

金原賢之助監修 慶大經濟學部共同執筆
藤林敬三

入門 經濟學辭典

既に公刊されている經濟學辭典の多くは、あまりに専門的で、少くとも初學者によつては難解であるか、さもなくば全く片々たる經濟用語辭典に類するものである。本書は、理論的體系に従う正しい經濟學の知識を傳へるとともに、平易明快な表現によつて、初學者にも充分理解しうる最新の經濟學辭典である。

製圖 476頁
上 450頁
B6判 40
定送料

初學經濟原論 小泉信三著

増刷 透徹せる論理と、あくまで平易を旨とした表現は、「親しみ易い經濟原論」としての特色をもつ。
價 180圓
送料 24圓

基本商法概説 島谷英郎著

本書は、全體の構成として商法總則、商行為、手形、會社の順に説明されている。なお、實社會において必要の多いことを顧慮し、一般大學生の要望に應ずるために、商行爲一般の後に、特に保險と海商法を詳細に説明してある。
價 650圓
送料 50圓

吉田啓一著	基本經濟學講義	定價二八〇圓 送料二四圓
金原賢之助著	外國爲替の基礎及び問題	定價三八〇圓 送料四〇圓
白石孝著	増訂貿易政策要論	定價三〇〇圓 送料四〇圓
町田義一郎著	改訂銀行論	定價四八〇圓 送料五〇圓
小高泰雄著	増訂經營經濟學總論	定價四八〇圓 送料五〇圓
國弘貞人著	四訂企業形態論	定價三八〇圓 送料四〇圓
森五郎著	經營勞務管理論	定價三五〇圓 送料四〇圓
小高泰雄著	會社稅務會計論	定價四五〇圓 送料四〇圓
小高泰雄著	會計學概論	定價三五〇圓 送料三二圓
小高泰雄著	新訂企業經理入門	定價三五〇圓 送料二四圓
鈴木諒一著	四訂經濟統計論	定價四〇〇圓 送料三二圓
鈴木諒一著	國民所得の理論と實際	定價三〇〇圓 送料一八圓
山本万二郎著	哲學講話	定價三〇〇圓 送料二四圓

東京都千代田區 神田小川町 泉文堂 電話神田(25)4466番 振替東京13804番

協同組合配給の本質とその限界

鈴木保良

一 協同組合の本質

協同組合の本質に關する論議は、今日まで多くの學者によつてほとんどつくされた觀がある。従つてここに新らしい解釋を主張し、または、つけ加える餘地はないし、また、その必要もない。しかしながら今日まで内外諸學者によつて行われた、協同組合の本質に關する解釋は、きわめて區々様々であるから、本論の敘述に當つてまずわれわれが、從來の諸説のいずれをとるものであるかということを明らかにしておく必要がある。Grünfeldは彼の協同組合本質論の中で、從來の協同組合本質論を次の如く分類している。(E. Grünfeld, Das Genossenschaftswesen, 1928, S. 2.)

(一)、全然法律的不是だが、なお協同組合の形式的定義を與えたもの。(二)、形式的定義ではあるが、經濟的内容を與えたもの。(三)、協同組合の經濟活動よりも、その社會政策のおよび社會學的意義を強く理解せんとするもの。(四)、形式的定義を與えることを放棄したもの、の四つである。わが國においては八木芳之助博士がGrünfeldの分類は協同組合發達の歴史性を無視しているとして、あらためて、(一)、協同組合をもつて中小産階級の資本主義への順應を扶くという消極性を強調するもの。(二)、資本主義そのものに對し何等かの批判的態度をとるもの、との二つに分類された。(八木芳之助著「農村産業組合の研究」一二頁)しかして八木氏自らは「資本支配に對する協同防衛」なる

言葉をもつて、資本主義經濟社會における協同組合の共通的本質であるとされている。(八木氏前掲書一頁、氏は同書において協同組合に對して産業組合の用語を用いられている。)

協同組合の概念を「共通の目的を達成するための自由なる人的結合」であると規定することにおいては多くの異論を見出し得ないであろう。しかしながら「共通の目的」とは何であるか、また「自由なる人的結合」とはいかなる意味であるかについては若干の疑義があるであろう。まず「共通の目的」が經濟目的であることについてはほとんど一致した見解であると思う。しかし、Totomantz のごとく「協同組合は經濟的、道義的地位の改善を目的とする自由なる結合である」(Totomantz, U. Coopération Mondiale. 金井滿譯三九頁)として、經濟目的の外に道義的目的を加える學者がないわけではない。しかしながら經濟目的は協同組合の第一義的目的であり、これを離れては協同組合の存在を考へることが出来ない。しかもわれわれは協同組合をもつて現代における重要な一つの企業形態を代表するものとするがゆえに、これに對して道義的、精神的目的を附與することは、かえつて協同組合の現實的意義を薄弱ならしめるおそれがあると思われる。

次に「自由なる結合」の意味であるが、協同組合においては、組合の設立、解散の自由と、組合への加入、脱退の自由の存在が本質的要件である。しかしながら組合形態のすべてが決して自由なる結合ではないのである。古代、中世の世襲的、強制的組合は別としても國家が統制目的のために法律によつて組合の結成および加盟を強制的に行わしめるものがある。戦時中わが國にはかかる強制的組合が多數に結成せられたことは周知のとおりである。このような強制的組合がわれわれのいう本來の協同組合と呼び得ないことは明らかである。また、協同組合には法的根據をもつものと、何等法的根據をもたない任意結成のものがある。前者は戦前の産業組合法、工業組合法、商業組合法等を

はじめ、戦後の各種協同組合法によつて設立された組合がそれであつて、後者に屬するものには戦前において法的組合とその數において比較にならないほどの多數を占めていた、種々の農家小組合と稱せられたものがある。元來協同組合の法制化は、その本質上自然發生的な既成事實の上に實現するものであつて、法的根據の有無によつて、協同組合の本質に相異のあるわけではないのである。

最後に資本主義的企業形態を代表する株式會社が資本團體であり、資本の結合をもつてその本質的特徴とするに對して、協同組合はこれが人的結合たることをもつてその本質的特徴とするものである。(向井鹿松著「産業組合經營論」一五頁、八木芳之助著前掲書、二八一―二九頁)株式會社においては出資者たる株主と會社との間には、單なる財産的關係が存在するのみで、人格的關係は存在しないのである。しかもこの財産關係は出資を示す株式の額面金額と持株數の多寡に比例するものであつて、これによつて株主の權利義務が定まるのである。株主はまた會社の經營の實際に參與することはほとんどなく、出資者たる株主と實際の經營者との人格的分離こそ株式會社の特徴をなすものである。従つて株式會社の社會的信用の基礎は資本金額の大小と、資本構成の如何にかかるとある。しかるに協同組合においては、組合を構成する組合員の個々の人格を單位として平等の權利義務を有し、その出資額の多寡には關係しないのである。いわゆる一人一票主義の原則である。組合員はまた原則として組合の經營に參與し、經營上の責任を負担するものである。かくて協同組合は人の組織、人の協力においてのみその社會的信用と存在意義とを有するものである。この點において株式會社の株主がその出資額を限度としてのみ權利義務を有し、會社の經營の實際とはほとんど無關係の存在であるのとは根本的に相異なるものといふべきである。

協同組合の本質を人的結合に求める場合、問題になるのは目的協同體としての組合自體の性格と、協同目的を通し

ての組合と組合員との關係である。既に述べたように協同組合は、一定の經濟目的を協同して達成しようとするものであるから、それは目的協同體である。この目的協同體はわれわれがこれを經營體または單に經營と呼ぶ經濟的労働の技術的組織體に外ならない。(向井鹿松著前掲書、一〇頁) 經營は各個別經濟において共通に行うところの同一行為を合理的に行うために、これを集中統一して行う經濟的労働の組織體である。しかし協同組合經營は組合員の獨立の人格はこれを保證しつつ、しかも組合員たる個人とは別個に存在し得る結合體である。(八木芳之助著前掲書、二九頁) また、經營の活動は他面において價值または資本の運動としてこれを見ることが出来るが、この場合經營價值または資本の運動を具體的に把握するために貨幣價值的計算が行われる。かかる資本の貨幣價值的計算の單位をわれわれは企業と呼ぶものであるから、經營と企業とは同一物の兩面を表わす概念であるということが出来る。かくして企業は資本主義的經營における固有概念ではなくして、協同組合經營もまた企業であるといひ得るのである。従つて協同組合は一つの企業形態を代表するものといふことが出来るのである。

協同組合形態には、助成協同體と呼ばれるものと、完全協同體と呼ばれるものの二種がある。(向井鹿松著前掲書、一三頁) 前者においては組合員は社會的、經濟的、および人格的に組合から獨立した存在であつて、組合員の家内經濟または事業經營を助成するために組合が存在するのである。組合經營は組合員が共通の同種の經濟行為を集めて統一的、合理的に經營せんとするものであるからである。従つて組合の對象となるべき共通の同種の經濟行為以外のものについては組合員は完全に組合から獨立した存在を保持しているのである。例えば販賣組合においては、生産物の販賣行為のみを協同して行うものであつて、原料の調達や生産面の活動は、個々の組合員が組合と關係なく獨立して個別にこれを行うことが出来るのである。これに對して完全協同體というのは、事業經營のための人々の協力が、組

合員個々の經濟的獨立を否定し、協同體のうちに没入することにおいて徹底しているものであつて、組合員は、原則的に被用者として組合のうちに没入し、組合の事業に關するかぎりでは獨立の人格を有しないものである。(磯部喜一著「協同組合」一八三頁) 協同組合の本來の形態は助成協同體であるといひ得るのであつて、完全協同體としての協同組合はむしろ例外的存在であると、われわれは考えるものである。わが國において戦後の中小企業等協同組合法によつてはじめて法制化せられた企業組合は後者に屬するものであるが、これと會社企業との本質的區別ははなはだ曖昧といわなければならない。

さてわれわれは以上のような協同組合の基礎概念をもつて、資本主義社會に固有に存在するところの、資本主義企業に對する經濟的弱小者の協同防衛組織形態とする解釋をとりたいと思うのである。協同組合の起源について、資本主義以前の類似形態のうちにこれを求めようとする學者もある。例えば Totomiantz は「古代および中世においては、生産者の産業組合の或る形態が現われていたのは疑もないこと」として、これを「資本主義制度から生れたというのは正しくない」と述べている。(Totomiantz 前掲譯書、六頁)

形式的なる組合形態そのものの歴史は人類の歴史とともに始まるといわれる。(H.H. Bakken and M.A. Schaars; The Economics of Cooperative Marketing, 1937 P. 25) しかしながら資本主義以前の組合はいずれも世襲的、強制的、職業獨占的、排他的であり、又は單に道義的目的に立つものであつた。それはある社會的目標の下に一つの社會的運動として生成したものである。しかるに今日の協同組合運動なるものは、これを一つの社會的運動と見ることが出来るし、資本主義における商業利潤の廢除は協同組合運動者の掲ぐるところの目標である。すなわち Grünfeld も「協同組合論者のほとんどすべては商業を敵としている」と述べている。(Grünfeld, a. a. O. S. 14)

今日資本主義國家と稱せられる國々において、そのいずれの國についても、國民經濟の全般にわたつて完全に資本主義化をとげ得たものは全くあり得ないのである。否むしる資本主義の發展は、資本主義化に立ちおくれたもの資本主義化の困難なもの、または全く資本主義化の不可能な分野を益々明確にして、これと資本主義との對立をますます尖鋭なものとしている。すなわち資本の蓄積の高度化するに従つて、資本は少數の資本家的手中に掌握せられ、ますます多數の人々が自らの資本を失いつつあるのである。自らな中小企業家として残るもの、および自らの資本を全く失い去つて無産労働者大衆として資本家の下に雇傭を餘儀なくせられるものとは、資本主義社會において資本家と利害を異にし、これと對立するところの二大階級層を形成するに至つた。しかも資本主義社會においては、常に經濟を支配するものは資本であつて人ではない。人が資本に隸屬するのである。ここに少數者と多數者との對立、相剋ははじまるのであつて、多數者はいかにして少數者への隸屬と支配から免れ得るかを攻究し努めるのである。資本を持たぬ多數者はまずいかにして自らを防衛するかを攻究して、究局において多數者の人格的結合にまつ以外に残された道のないことを發見するのである。それはまず消極的な協同防衛の手段として生成し、やがてその目標は積極的に資本主義に挑戦しこれを征服せんとする大理想をも掲ぐるに至るのである。

經濟的弱者または無産労働者が、大資本に對抗し、自らを防衛せんとする組合形態には二種ある。一は労働組合および戦前の同業組合等に見るところの協同の利益擁護機關としてのそれであり、他は經濟目的の達成を協同して行わんとするものであつて、それは協同組合形態に外ならない。戦前のわが國の産業組合や、戦後に法制化せられた各種の協同組合はこれである。しかしながら、われわれは協同組合はあくまで資本主義經濟の發展によつて自然發生的に生成さるべきものであつて、これが法制化はその既成の事實の上に對して秩序維持のために行はるべきものであり、

最初から法的組合制度として推進さるべきものではないと考えるものである。

この點において何等の法制的基礎をもたず、また推進力としての政策的庇護を受けず、一に熟成した經濟的基礎の上に自然に組合員自らの手によつて生成發展したデンマークの協同組合は一つの典型といえるであろう。(Pyle, J. F., Marketing Principles, 1931, p. 423) これに對してわが國の協同組合制度の特徴は、明治以降國際的に資本主義化に立ち後れた國民經濟を急速に資本主義化せざるを得なかつた特殊事情のうちに見いだされる。戦前の産業組合は明治三十三年産業組合法の制定以來、それは各種産業別協同組合を一本の法制によつて綜合的に規定せんとしたものであつたが、當時のわが國民經濟的事情から實質的には農業組合たるの觀を呈し、政府の農業政策の擔當機關としての役目を果していたのである。その後昭和六年および七年に至つて工業組合法および商業組合法がそれぞれ別個に制定せられるに至つたが、當初はその發達は遅々たるものであつた。その後戦時統制經濟の推進せられるにおよんで、各種産業別協同組合はいずれも政策機關として重要な役割を果たすに至つたのである。かくてわが國においては組合法制化に先立つ既成事實として自然發生的な協同組合の生成は、ほとんど顯著にはみられなかつたといえるであらう。ただ戦前において、農村に農家小組合として一括せられたところの何等法的根據をもたない種々雑多な任意組合が、その組合數において産業組合の十倍以上にも上るものの存在していたことは看過し得ない事實であらう。

二 各種協同組合の發達

協同組合が資本主義社會における資本主義化の立ち後れた、または資本主義化の困難な産業部門と資本主義のうちにあつてこれと對立を餘儀なくせられる無産労働者層を地盤とするものであることは、農民を對象とする農業協同組

合を第一とし、ついで中小企業協同組合及び労働者の消費生活協同組合として最も強力な發達をとげていることによつても明らかである。一九四六―七七年の世界の各種協同組合の組合員總數の割合は次の通りである。(Year Book of

Agricultural Cooperation 1950, 厚生省發行「生活協同組合」昭和二十六年一月號、山崎勉治「世界の消費者協同組合の實勢力」

左表において農業協同組合員數は總數の半ばに近く、これに農村信用組合員數を加うれば實に世界の協同組合員總

總數	數
消費者協同組合員數	一八一、一〇八、一四〇人
農村信用組合員數	六九、六九八、八五二
農業協同組合員數	一〇、七四六、一七四
其他生産者組合員數	八七、三四六、二一五
	一三、二九八、八九九

を占めてゐる特殊事情を考慮する必要がある。ソ連においては協同組合の性格が資本主義諸國家におけるそれとは全く異り、國家機關としての役割を果しているからである。これを除けば歐洲が最大であつて、消費者協同組合員數の世界の各地域別分布は次の通りである。(山崎勉治、前掲論文) 左表において、ソ連を除けば歐洲において最大の消費

消費者協同組合員數 (一九四六―七七年)	數
歐洲	二五、三二八、四九四人
アジア	九、六二一、三三六
アメリカ	二、三五七、四九〇
アフリカ	二六九、六三六
大洋洲	一二〇、八九六
ソ連	三二、〇〇〇、〇〇〇
計	六九、六九八、八五二

者協同組合員數をもつことは、思うに歐洲が他の諸地域に比較して資本主義の歴史において最も古く、無産消費大衆の地盤の最も大きいことが想像されるのである。

わが國の協同組合は、戦前においては産業組合法による産業組合一本によつてほとんど代表されていた形であるが、その普及状況は昭和九年末においては、産業組合員總數五、五〇五、八七九人であ

つて、これを全國總戸數に比しその四七・二%に相當するが、これを職業別にみると組合員總數の七〇・三%は農業者によつて占められ、これは全國農家戸數の六九・〇%に相當するものであつた。(農林省第三十二次産業組合要覽)しかるに終戦後において、わが國の協同組合制度は一新せられたが、いわゆる經濟民主化の基本的法規ともいふべき私的獨占禁止法昭和二十二年七月施行(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律)の下においても、協同組合の原則はこれを容認し、今後の協同組合の指向原則が定められたのである。すなわち同法第二十四條は、「左の各號に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合(組合の連合會を含む)の行爲には、これを適用しない」と規定し、次の四つの要件を掲げている。すなわち「一、小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。二、任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。三、各組合員が平等の議決權を有すること。四、組合員に對して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること」である。

農業協同組合法(昭和二十二年十二月施行)
消費生活協同組合法(昭和二十三年十月施行)
水産業協同組合法(昭和二十四年二月施行)
中小企業等協同組合法(昭和二十四年七月施行)

戦後のわが國の協同組合制度は、私的獨占禁止法の以上の規定の下に主要部門において立法化せられ、現在の協同組合法規には上掲のごときものがある。

農業協同組合(農林省調査昭和二十七年三月末現在)
組合數(地方廳認可のみ) 三四、四三八人
正組合員 九、三四八三三一人
準組合員 五〇七、二六六人

しかし以上のような各種協同組合のうちで、農業協同組合は、かつての産業組合の場合と同じく、農村を地盤とすることによつてその普及規模の最も大きいものである。次に各種協同組合の現況をかげてみよう。但し農業協同組合については、一農家當り一名以上の正

調査組合数

正組合員戸数 四、八三五、八三一(六〇%)
未加入戸数 三、一〇一、〇一一(四〇%)

中小企業等協同組合(中小企業調査)

事業協同組合(昭和二十六年六月末現在)

組合数

一五、二一四

組合員数(推定)

(事業者總数中)

製造業

七八六、六二五(五六・二%)

非製造業

六一三、〇六三(四三・八%)

右は昭和二十二年總理府統計局調査全國事業者總数二、九四三、七〇八人中四七・五%に相當

企業組合(昭和二十六年一月末現在)

組合数

六、六一八

組合員数(推定)

八九、三四一人

消費生活協同組合(厚生省調査昭和二十七年六月末現在)

現在)

組合数

一、四七二

組合員数

二、八四一、三二二人

(組合員家族数)

八、三二二、二六五人

水産業協同組合(水産廳調査、昭和二十七年六月末現在)

組合数

四、一七六

組合員数

九四六、一九七人

組合員の加入を認めるものであるから、農家戸數に對する普及狀況を示せば、上の括弧内のとおりである。(昭和二十五年六月末現在) 左表の數字に示されたごとく、わが國の協同組合の現況においてもまた、その最大の地盤は農村であつて、これに次ぐものが中小企業であることを知るのである。

われわれは以上において資本主義社會における協同組合の特質を考察してきたのであるが、これによつて協同組合なるものは歴史的觀念であつて、資本主義社會においてその存在意義を有するものであることを知るのである。すなわち、資本主義社會には資本主義の殘滓または非資本主義的要素ともいふべきものが固有に存在している。資本主義社會は資本が經濟を支配せんとする社會であるから、資本主義的企業は、常にこの非資本主義的要素たる弱小經濟者を壓迫し、排撃し、その隷屬下におかんとする。このような資本攻勢に對して弱小經濟者は自らを防衛する必要に迫られるが、その手段は協同組合のごとき人的結合の外にはないのである。しかも協同組合は決して精神的、道義的目的をかざすものではなく、經濟的手段として役立つところの經營體に外ならないのである。従つて經濟的手段に

よつて弱小經濟者が自らを防衛せんとするものが協同組合である。

かくのごとく協同組合は、資本主義社會の所産であり、その存在意義を資本主義社會において有するものであるが協同組合運動は一部の協同組合盲信論者の考えるように、社會主義のごとき社會改革運動にまで發展し得るものではない。資本主義社會のうちにおける固有の非資本主義的要素として存在するにとどまるものである。しかし Grünfeld もうごとく、協同組合が一つの集團現象である以上、その社會政策的目標はこれを否定するものではない。(Grünfeld, a. a. O. S. 14)

三 協同組合と配給活動

われわれは、協同組合は經濟目的を達成するための自由なる人的結合であると規定したが、この場合、經濟目的は經濟の全分野におよぶものであるかどうか、また、限界があるとすれば、いかなる經濟分野に限定せられるものであるかについて検討しなければならない。

われわれは協同組合は本來助成協同體であるべきで、完全協同體としての協同組合はむしろ例外的であり、變態的であると考えられるものである。協同組合は資本主義社會において、經濟的弱小者がそのあるべきすがたにおいて、自らの獨立を維持しつつ共通の經濟行爲を集めて協同して行い、これによつて自らの獨立の經濟を助成しようとするものである。しかし生産面においては利用組合、配給面においては販賣、購買組合(または消費組合)金融面においては信用組合としての形態が一般にとられる。(戦前までのわが國の産業組合はこれら四種の事業種別に分けられた。)しかるに完全企業體としての協同組合においては、組合員は各その經濟的獨立を解消して一個の獨立の企業體を形成す

協同組合配給の本質とその限界

るものである。それは彼等が資本主義の領域に一步を踏み入れんとするものであつて、そこには資本主義と相容れない障礙に當面する。それは労働組織上の缺陷と、資本集中の制限である。協同組合經營の組織上の原則は民主的統制と組合員自身の業務擔當にあるが、經營經濟上の原則は、支配の組織と機能化が望ましいのである。民主的統制においては命令は不徹底であり、責任の歸屬は不明確である。また、限られた組合員自身の業務擔當を原則とする場合、人才の採用と、機能化はきわめて困難である。更に經濟的弱者たる小産、無産者の人的結合を本質とする協同組合において、資本力の充實を望み得ないことは明らかである。今日の協同組合の共通の缺陷が、いずれも以上の二點から發していることは周知のとおりである。しかし完全協同體たる協同組合にして、もし以上の諸缺陷を克服し得た場合は、そのほとんどが資本主義的企業に成りおえるのである。わが國において戰後新たに法制化せられた中小企業等協同組合法による企業組合についてもこれを察知することが出来るのである。すなわち企業組合の規模は、事業協同組合に比してきわめて小さく、またその發展の解散は多く會社企業へ向つてなされているのを見るのである。更に解散して個人經營に還元するものが多いことも、企業組合の困難性を示すものといえるであらう。

わが國の企業組合の現在の動向と、その組合規模の事業協同組合との比較を示そう。(中小企業廳、企業組合實態調査

企業組合の動向

(組合數)

報告、昭和二十六年五月)

今後企業組合で行くもの	一、四二六	次に各種協同組合の規模(組合員數)を比較してみると、企業組合
個人經營に戻るもの	四七	合のみきわめて小であることがわかる。すなわち前掲中小企業廳調
會社にするもの	四四	査によると、組合員六人から一〇人までの組合が一番多く、組合總
事業協同組合にするもの	一〇	數の三六・九一%を占め、五人以下が二七・七一%でこれに次ぎ一
合 計	一、五二七	

一人から二〇人までが第三位で二四・三九%となり、結局二〇人以下の組合が全體の八九・〇一%を占めているのである。また事業協同組合になると、五人以下六・一%、六人から二〇人二八・七%、二一人から五〇人二四・九%、五一人から一〇〇人一六・九%、一〇一人から二〇〇人一・二%、四%が主なるもので、二〇〇人以下のものが八九%を占めていることになり規模はいちじるしく大きくなる。しかるに農業協同組合になると、正組合員數(農林省調査、昭和二十五年度)、による規模は、三〇〇人から五〇〇人の組合が最多數で、五〇〇人から七〇〇人がこれに次ぎ、二〇〇人から三〇〇人が第三位であつて、中小企業等協同組合に比してその規模のきわめて大きいことを知るのである。更に消費生活協同組合に至つては、平均組合員數規模は一、九三〇人(厚生省昭和二十七年六月調)となつてゐる。以上協同組合規模の比較によつて、中小企業協同組合の規模が農業協同組合のそれに比してきわめて小であることがわかる。その理由として考へ得るものは、商工業部門においては資本主義化が進んでいるために、協同組合の存立範圍(規模的に)が狭く、一定の範圍を越えたと容易に資本主義的企業化することの出来る事實を示すものと思われる。特に企業組合の場合においてその存在餘地のはなはだ狭いことが考へられるのである。

かくて助成協同體としての協同組合の活動が主として前に述べた四種にあるとすれば、これらの事業活動の種類がある程度協同組合を歴史的に特徴づけていると思われる。すなわち資本主義化がおくれ、未だ農業が重要な地位を占めている場合は、農業協同組合が發達してまず農村における商業的高利貸資本を排除するために信用組合が發達する。次いで商業資本の排除への努力はやがて、商人の配給活動そのものの奪取にまで進展して、販賣組合、購買組合(消費組合を含む)利用組合の發達をみるのである。もちろん各國の經濟事情の相異によつて、その國の協同組合の種類性格は一樣ではあり得ない。資本主義の發達の早かつたイギリスにおいては、ロットデール式を主流とする消費組合

が發展し、ドイツにおいては、ライプアイゼン、シュルツエドリッテ兩組合のごとく、農業および中小工業金融を對象とする協同組合が發達した。アメリカの協同組合が多くは資本主義的色彩を有するもの、それぞれ各國の資本主義發達の事情によるものである。しかし協同組合が最初に商業資本の排除を目的とする信用組合から次第に商人の配給活動そのものに進出してゆくことは多くその軌を一にするものである。

わが國の戦前までの産業組合の發展狀況をみると、明治年間においては、信用組合を中心に發達し、大正年間に入り第一次大戰を轉機として配給組合の進出がいちじるしい。すなわち大正九年を一〇〇とする組合員指數は、昭和七年には信用組合一九二、販賣組合二四九、購買組合二〇五（以上各兼營組合を含む）を示し、産業組合の活潑なる配給活動への進出がうかがえるのである。これを戦後の現在の各種協同組合の事業別についてみれば上掲のごとくである。

一 農業協同組件事業別分類（農林省調査昭和二十年

五年度農林省第三次農業協同組合統計表）

事業の種類	組合數(調査組合數)	一、〇二八組合
信用	一一、〇二八	
購買	一一、〇二八	
販賣	一一、〇二八	
生産	七、〇五六	
加工製造利用	七、六七九	
生活文化	四、二三〇	
共濟	一、七四五	
教育情報	七、八三三	
農業倉庫	九、八三三	

一表にみる如く現在の農業協同組合においても信用、購買、販賣の

三事業はその中核をなすものであつて、すべての組合が例外なく三事業を行つてゐるのである。次に農業協同組合において、いかなる種

類の商品が購買もしくは販賣せられてゐるかをみよう。(二表、三表)

次に中小企業協同組合の事業内容は四表のごとくである。(中小企業調査、昭和二十六年六月現在)

以上の中小企業協同組合においても、組合の事業目的として配給活動が主要な地位を占めてゐることを知るのである。

さてわれわれは協同組合をもつて、共通の經濟目的を協同して達

國民健康保險
食糧配給

六四四
四、五〇八

二 農業協同組合購買事業賣却高(農林省前掲調査)

商品種別	賣却金額
肥料	二九、二五六、六六六、〇四六(圓)
飼料	一、六二九、五九六、一四九
農機具	四、四九〇、六〇六、二五六
農藥	一、七八一、九一三、六〇七
その他生産物資	四、八三五、六六五、五六七
食料	九、五〇八、六三三、〇六一
衣料	七、七三〇、三六七、二八三
雜貨	九、二〇五、八六〇、二一九
その他生活物資	四、九四四、一三四、二〇一
計	七三、四五九、二〇一、四〇〇

三 農業協同組合販賣事業賣却高(同上)

商品種別	賣却金額
米	一〇六、七六九、七八〇、八二一(圓)
麥	三五、九二一、一二五、九八五
甘藷馬鈴薯	二一、六八三、四三四、七九四
雜穀	五、六三九、七二六、四七一
まゆ	五、三六六、八七三、〇九三
青果物	七、三五二、四九五、〇七〇
畜産物	一、九八一、八三九、一五五
林産物	六、二一三、三七一、一〇三

協同組合配給の本質とその限界

成するための自由なる人的結合であつて、資本主義社會における經濟的弱者が資本主義的企業に對する協同防衛の手段たらしめるものであると規定したのである。この意味の協同組合は、本來組合員の經濟的獨立を容認するところの助成協同體であつて、完全協同體としての協同組合はむしろ例外的であり、資本主義社會においてその成立のはなはだ困難なものであつて、もしその成立の可能性の存在する場合は、資本主義的企業に接近し、あるいはこれに轉換し得るものであると考えられるのである。すなわち有限會社形態のごときものによつても、その目的は達せられるであらう。しかし組合員の經濟的獨立を容認する助成協同體としての協同組合においては共通の經濟目的として協同的活動に委せられる分野は金融と利用事業を除けば流通面である。すなわち配給活動が協同組合の經濟活動の主要な部分を占めるゆえんである。

四 協同組合配給の限界

われわれは、協同組合は資本主義社會における經濟的弱者の自己防衛の機關であつて本來助成協同體であると解してきたのである

その他

計 七、五六六、二八八、四八八、
一九八、五八二、九二三、四〇四、

四事業協同組合事業種別

(比率)

(1) 共同購入事業	六、四六八組合に對し 六六・八%
(2) 共同販賣事業	四一・九%
(3) 教育情報事業	二三・二%
(4) 資金貸付事業	二一・一%
(5) 共同受託事業	一八・四%
(6) 福利厚生事業	一七・五%
(7) 事務代行事業	一六・一%
(8) 共同加工事業	一六・一%
(9) 販路開拓事業	一三・六%
(10) 共同運搬事業	一二・一%
(11) 協約締結事業	一二・一%
(12) 價格協定事業	一一・四%
(13) 共同保管事業	一〇・八%
(14) 試験研究事業	九・三%
(15) 共同検査事業	九・二%
(16) 共同利用設備事業	六・六%
(17) 債券保證事業	三・五%
(18) 生産調節事業	二・六%
(19) 考案權登録事業	〇・五%
(20) 商品券發行事業	〇・五%
(21) その他の事業	六・八%

が、助成協同體たる協同組合の主要なる協同目的は配給活動であることを理解した。そこで協同組合の配給活動は、配給活動のすべての分野におよび得るものであるかどうかについて考察してみたい。われわれが配給活動と呼ぶものの範圍は廣汎であつて、賣買を實現するための種々なる行爲を含んでいるのである。これを協同組合の事業活動の對象として現にとりあげられているものを前掲の中小企業の事業協同組合の協同事業について求めても、共同購入、共同販賣をはじめとして、共同受託、販路開拓、共同運搬、價格協定、共同保管、共同検査等の種々のものを数えることが出来る。しかしながら購入、販賣の活動以外のものはいずれも賣買の助成活動であるから、本來の配給組合としては、購買および販賣事業を行うものをみなければならぬ。そこで協同組合が購買及び販賣の事業としていかなる商品分野を擔當し得るものであるかを考察してみよう。

まず購買事業についてみるに、農業協同組合と中小企業協同組合は中小生産者の組合として、消費生活協同組合と區別せられる。また農業協同組合は農村に分散した農民を地盤とするに對して、中小企業協同組合が主として都市に集中せる中小商工業者を主たる地盤

とすることによつて區別せられる。中小生産者の協同購買事業の對象となる商品は、生産物資と生活物資の二種類に區別せられる。しかして生産物資の協同購買は、農業者も中小企業者も共に重要な組合活動の對象となりうるものである。しかるに生活物資については多少事情を異にするものがある。農村においては人口稀薄であつて各業種について獨立の商店舗の維持が困難であるに對して、人口の密集した都市は商人商業の活動の舞臺である。従つて農村においては生産物資のほとんど全般にわたつて協同購買の對象となり得ることは前表にもみらるゝとおりである。しかるに、都市に集中する中小企業者の場合は、生活物資の購入を商人に求める機會が多く、またこれを便利とすることが多いのである。更に考えられることは生産物資の需要單位は企業であるのに對して生活物資の需要は個人を單位とする點において、兩者を單一組合の事業として營むことは困難ではなからうか。これについて農業生産者の場合は生産單位も消費單位も共に家族（消費の個人的獨立性が乏しい）である點において以上の困難は少ないと思われる。

これに對して消費生活協同組合は、中小企業協同組合と同様に主として農村よりも人口の集中する都市においてその存在意義を有するものである。消費生活協同組合の配給活動は生活物資の調達にあることはいふまでもなく、これが消費生活協同組合の主要事業である。都市は現代資本主義社會における商業活動の舞臺であつて商人活動の最も盛んな場所である。ここに非資本主義的要素たる協同組合の配給活動は自ら制限せられざるを得ないのである。この限界を商品別に求めてみると、消費者財たる生活物資はこれを買廻品（Shopping goods）と最寄品（Convenience goods）とに區別せられるが、買廻品は概して高價品であつて、嗜好を追ひ、選擇購買の對象となるものである。最寄品は概して單價が低く、日常必需の小物品である。協同組合の經營は機械的であり、資金力に乏しく高度の資金回轉を必要とするがゆえに、買廻品の取扱は概して困難である。最寄品についてもその全部が必ずしも適するわけではない。標準

化せられた商品、有名商標品、規格品の取扱が容易であつて、無名商品、未知の商品は概してその取扱が困難である。

購買組合または消費組合は發展して連合組織の系統機關をもつに至ると、やがて生産工場を直營して生産部門の支配にまで乗り出そうとするに至る。イギリスの卸賣組合が多數の工場その他の生産經營をもち、わが國の産業組合の全國購買連合會(全購連)もかつて直營工場をもつた。しかしながら消費協同組合の生産支配は、商業附屬の簡單な加工業かあるいは、消費に近接した産業部門に限られ、(近藤康男著「協同組合原論」八三—八六頁)その支配の限界は低度のもものといわざるを得ない。これは既に述べた協同組合の本質上明らかなことである。

次に配給組合が連合組織の系統機關をもつ場合、卸賣組合たる上位系統機關がいかなる程度にその機能を發揮し得るかについて考うるに、かつてのわが國産業組合の實證的研究によれば組合の取扱總量は上位系統機關に至るに従つて減少し、その利用度が低下する傾向がみられる。(向井鹿松著「産業組合經營論」五〇—五〇八頁)これは物資の種類によつて組合員の員外取引の不可避性を示するものであろう。かかる傾向は同じく生産物の販賣組合の系統機關利用率においても同様の結果が示されたのである。

以上によつてわれわれが結論し得ることは、協同組合は資本主義の所産であり、資本主義社會に固有に存在する非資本主義的要素たる經濟的弱小者の資本支配に對する協同防衛の手段としての役割をもつものであること。従つてそれは社會政策的目標をもち得るとしても、社會改革の理想をもかかげることはその本質を忘れた逸脱であること、この意味において協同組合は本來助成協同體であるべきで、その經濟活動の重點は流通面にあつて、配給活動を主たる使命とする。協同組合の配給活動はその本質上資本主義的商業の活動に不適當なる部門であつて、協同組合經營の特質に適合する分野において成功を収め得るということである。

「小農論」批判の一視點

——エドゥ・David: Sozialismus und Landwirtschaft, Zweite

umgearbeitete und vervollständigte Auflage, Leipzig 1922. 205 S.——

常 盤 政 治

一 「小農論」批判の現代的意義

一九四五年一月九日附の「覺書」によつて、「民主化促進上經濟的障害を排除し、人權の尊重を全からしめ且數世紀に亘る封建的壓制下日本農民を奴隸化して來た經濟的桎梏を打破する」目的をもつて行われた農地改革は「完了」し、この「永く青史にとどむべき大事業」の「全貌に關する記録」は既に公刊されている。^(註1)かくて農地改革の遂行は全面的に終止符を打たれ、小作農は自作農となつたのであるが、その後の動向は「自作農創設特別措置法」第一條の「目的」を達成しているとは決して言い得ないのである。そのような農業をその基柢にもつた日本は、民主主義の扮装の下に斷えずファシズムへの傾向を辿つて來たのであるが、講和條約調印後、特に最近に到つては一段とその度を強め、「國家の名譽にかけ全力をあげて……崇高な理想と目的を達成することを誓」つて公布された筈の憲法は「改正」にまでもつて行かれようとしている。かかる時局にあたつて我々は、ワイマール憲法下、ドイツ社會民主主義の辿つた末路を想起して戦慄をおぼえざるを得ない。